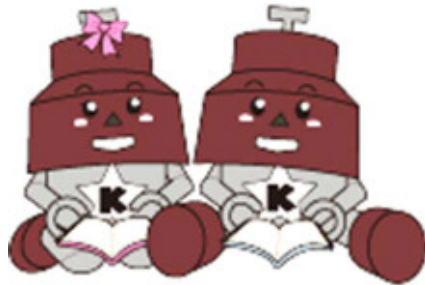


川口市子ども読書活動推進計画

令和3年度～令和7年度



川口市マスコット「きゅぼらん」

川口市

はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。また、子どもたちにとって読書は、新しい発見や感動、ものの見方や考え方など、今まで知らなかった新しい世界を知る喜びをもたらします。このように、子どもたちが成長していく過程で、読書が果たす役割は、大変重要です。

しかし、近年、スマートフォンの普及やSNS等のコミュニケーションツールの多様化等、子どもを取り巻く情報環境が著しく変化しており、子どもの読書環境にも大きな影響を与え、「読書離れ」をすすめている一因とされています。

こうした状況において、社会全体で積極的に読書環境の整備を推進していくことは、極めて重要であると捉えております。

本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成15年に「川口市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校の連携や協力により、読書活動の推進を図るよう努めて参りました。この度、国・県の動向や時代の変化を踏まえ、令和3年度から5年間の計画期間とする「川口市子ども読書活動推進計画（令和3年度～令和7年度）」を策定いたしました。

この計画に基づき、家庭・地域・学校・行政が一体となり、より多くの人々が子どもの読書活動に関わり、市全体で子どもの読書への関心を高める取り組みを継続していくことが重要です。

今後も、次世代を担う子どもたちが進んで読書を楽しみ、自らの人生を豊かにできるよう、読書環境の整備・充実に努めて参ります。

令和3年4月

目次

第1章 基本的方針

- 1 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 基本的方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み（方策）

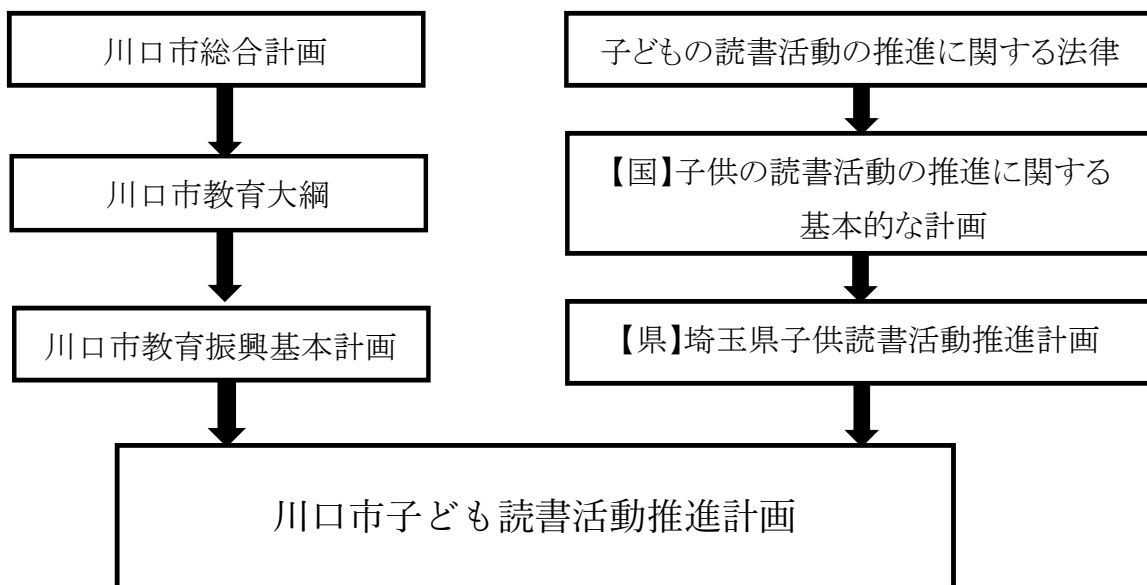
- 1 家庭における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・ 3
- 2 地域における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 市立図書館の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ア 魅力ある読書環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - イ ボランティアとの協働・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - ウ 市立幼稚園・保育所への支援・・・・・・・・・・ 5
 - エ 小学校・中学校への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - オ 川口市立高等学校への支援・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 公民館等の社会教育施設の取り組み・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 児童センター・放課後児童クラブの取り組み・・・・・ 7
- 3 学校等における子どもの読書活動の推進
 - (1) 市立幼稚園・保育所の取り組み・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 小学校・中学校の取り組み・・・・・・・・・・ 9
 - ア 市立図書館との連携事業の推進・・・・・・・・・・ 9
 - イ 教職員全員で取り組む姿勢の確立・・・・・・・・・・ 9
 - ウ 子どもが読書により親しむことができる環境の整備・・・・・ 10
 - エ 学校図書館の活性化と図書資料の充実・・・・・・・・ 10
 - オ 地域ボランティアとの連携・・・・・・・・・・ 10
 - (3) 川口市立高等学校の取り組み・・・・・・・・・・ 11
 - ア 市立図書館との連携事業の推進・・・・・・・・・・ 11
 - イ 教職員全員で取り組む姿勢の確立・・・・・・・・・・ 11
 - ウ 図書資料の充実と環境の整備・・・・・・・・・・ 11

〔資料編〕

- 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・ 13
- 川口市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱・・・・・ 15
- 川口市子ども読書活動推進計画検討委員会委員名簿・・・・・ 17
- 策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第1章 基本の方針

1 計画の位置づけ



2 計画の対象

この計画の対象は、おおむね18歳以下の子どもとその保護者、子どもの読書活動の推進の関係者も含まれます。

3 基本の方針

本市では、国及び埼玉県の基本の方針を踏まえ、次の項目を計画の基本の方針とします。

- 1 子どもがいつでも本を手に取り読書を楽しむ
- 2 子どもと保護者が一緒に読書を楽しむ
- 3 子どもたちの読書意欲を高める
- 4 興味や関心を引き出す場を提供する
- 5 読書習慣を身に付ける

子どもの読書活動は、子どもたち自身が、本のおもしろさ、楽しさを自ら発見することです。

すばらしい本に出会う環境づくりを推進するため、図書館や学校図書館の充実、読書活動推進のための様々な組織間の連携、家庭への啓発やボランティア団体との協働、これらに対する支援など、体制の整備に努めます。

第2章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み(方策)

1 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもにとって一番身近な読書環境であり、子どもに読書の楽しさや大切さを伝える上で重要な役割を担っています。子どもがいつでも本を手にとることができ、安心して読書を楽しめる環境をつくることや、子どもと一緒に図書館に向いて読書を楽しむなど、子どもが読書に親しむきっかけを工夫してつくるのが重要です。また、大人が率先して読書を楽しむ姿を子どもたちに見せることは、子どもが読書に親しむきっかけにつながります。家庭の中で、本についての会話が弾むことを期待します。

展開する施策

◎ 子どもと本の出会いの場の提供

- ★出生時に絵本を手渡すファーストブック事業*1を継続して行います。
- ★図書館等の地域施設*2では、おはなし会や手あそび・わらべうたの会等、子どもと本の出会いの場を提供し、家庭でも読書を楽しめるように啓発します。
- ★乳幼児を対象に実施している育児教室の中で、読み聞かせの大切さについて啓発していきます。また、3歳児健康診査及び幼児相談会場においては、市立図書館で作成したブックリスト等の配布など、絵本に関する情報を提供します。

◎ 読書に親しむ環境づくり

- ★図書館等の地域施設の利用促進を図るため、広報紙やホームページ、SNS等で広報・啓発します。
- ★子どもの読書意欲向上のため、図書館オリジナルの「どくしょノート」を活用した取り組みを行います。



◎ 家庭での読み聞かせ・読書の支援

- ★年齢に応じたブックリスト*3を学校や図書館等で配布し、家庭での読み聞かせ・読書を推進します。

*1 市民が出生届を提出した際に、市は子どもの誕生を祝い、また健やかな成長を祈って、記念品として絵本か植木の贈呈を実施している。

*2 中央図書館や地域図書館、公民館や子育てサポートプラザ等をいう。

*3 図書館司書が選定した、子どもたちに読んで欲しい本を紹介したパンフレット。

2 地域における子どもの読書活動の推進

地域においては、行政とボランティア、関連機関等が協力し、子どもたちが読書に親しむ機会を積極的に提供することが重要です。

(1) 市立図書館の取り組み

図書館は、子どもの読書活動を推進するための専門的かつ直接的な役割を担う施設です。そして、子どもたちにとって、読みたい本を自由に手に取り、読書の楽しみを知ることのできる場所です。また、保護者にとっても、子どもに読み聞かせをする本を選んだり、図書館司書に子どもの読書について相談したりする場でもあります。

子どもたちとその保護者が気軽に利用しやすく、質の高いサービスが提供できるよう努めるとともに、より良い読書環境の整備と読書意欲を向上させる事業を推進していきます。

展開する施策

ア 魅力ある読書環境づくり

◎ 読書環境の整備と図書の実充

- ★魅力のある本を選定・収集し、子どもの知的欲求を満たす図書の充実に努めます。
- ★子どもたちの読書への興味を広げるため、季節や行事をテーマにした展示や「ラッキーバッグ」*4等のイベント展示を行います。
- ★赤ちゃんコーナー、小学生向けコーナー、ティーンズコーナー*5の図書の充実に、成長段階に応じた本を選びやすくするため、展示方法を工夫し、読書への関心を高める工夫をします。
- ★日本語を母国語としない子どもたちのために、外国語で書かれた絵本・児童書の収集に努めます。

◎ 子どもが読書に親しむための行事の開催

- ★年齢に応じたおはなし会を開催します。
- ★季節の行事（夏休みおはなし会・クリスマスおはなし会）を開催します。
- ★「子ども読書の日」（4月23日）に合わせた展示等を実施し、周知・啓発に努めます。

◎ レファレンスサービス*6等の充実

- ★職場内の職員研修・研究を充実させ、司書の専門性を高めます。
- ★国や県等が開催する研修へ積極的に参加し、職員の資質の向上を目指します。

*4 「ラッキーバッグ」とは、テーマに合わせて図書館司書が選んだ本3冊が袋に入っていて、貸出を行うイベント。中身は開けてからのお楽しみ。

*5 13歳～18歳までの中学生・高校生を対象に、その年代に適した図書・雑誌を揃えている。

*6 利用者が必要としている情報や資料を、図書館司書が図書館にある資料を用いて調査すること。

◎ 障害のある子どもたちへの支援

- ★点字図書や大活字図書、LLブック*7などの様々な障害の特性に合わせた図書の充実のため、収集に努めます。

イ ボランティアとの協働

◎ 市立図書館や学校で活動するボランティアへの支援

- ★ボランティア養成講座や研修会を開催し、地域で活躍するボランティアを支援します。
- ★子どもたちにより多くの本の魅力を伝えてもらえるよう、ボランティア団体への団体貸出*8を充実させます。

ウ 市立幼稚園・保育所への支援

◎ 読書に親しむ環境の整備

- ★子どもたちがより多くの本を手に取り、読書を楽しめるよう、団体貸出やリサイクル事業*9を通して絵本を提供します。

★読書をすすめるブックリスト

「ちいさい子にすすめる絵本リスト」

「幼児（4～6歳）におすすめの絵本」を作成・周知します。



エ 小学校・中学校への支援

◎ 図書の充実

- ★学校における授業のカリキュラムに合わせた、団体貸出専用の図書を充実させます。
- ★子どもたちの調べ学習*10がより充実したものになるよう、小学校へ百科事典の貸出を行ないます。
- ★子どもたちがより多くの本を手に取り、読書を楽しめるよう、リサイクル事業を通して絵本・児童書を提供します。

* 7 スウェーデン語の Lättläst の略で、易しく読みやすい本のこと。知的障害や学習障害などがある人が読みやすいよう、易しく短い言葉・文章で書かれており、内容を理解する助けとしてイラストや写真なども添えられている。

* 8 図書館に登録した学校・幼稚園・保育所や読み聞かせ団体に、最大50冊、1ヶ月間まで、図書資料を貸し出すこと。

* 9 図書館で除籍対象になった児童書を有効に活用するため、学校・幼稚園・保育所等に対し、無料で提供すること。

* 10 子どもたちが課題解決のために図書や見学、実験観察、体験等を通して情報収集をし、まとめる学習活動。

◎ 本に親しむ機会の提供

- ★子どもたちが図書館について理解を深め、生涯にわたり利用できるよう、図書館見学を随時受け入れ、図書館利用やおはなし会への参加を啓発します。
- ★子どもたちの読書に対する意欲を高め、本に親しんでもらうために、図書館司書を小学校・中学校へ派遣し、出張おはなし会やブックトーク*11を実施します。
- ★市内小学校の児童に読書をすすめるリーフレット「夏休みにすすめる本」を、市内中学校の生徒に「夏休みの本棚」を、一人一人に配布します。
- ★市内小学校1年生に向けてブックリスト「としょかんにおいでよ」を配布し、図書館利用の促進や読書活動の啓発を図ります。



◎ 学習支援

- ★子どもたちの調べ学習や家庭学習の充実のため、教科書の単元に沿ったテーマのパスファインダー*12「としょ★スタ」を作成・配布します。

◎ 学校との連携

- ★教職員の「子どもの読書」への知識・関心をさらに高め、子どもたちへの教育活動に役立てるため、学校と連携して研修を実施します。

- ★学校との情報、意見交換の場として、連絡会や合同研修会の開催に努め、連携事業の周知を図ります。



オ 川口市立高等学校への支援

◎幅広い分野の図書資料の提供

- ★川口市立高等学校の学校図書館のシステムと連携させ、市立図書館の資料の貸出を行い、一人一人の興味関心に応じた図書を提供します。
- ★「ティーンズ通信」の発行や、読書をすすめるリーフレット「夏休みの本棚」を市立高等学校の生徒一人一人に配布します。

◎情報交換

- ★市立高等学校と年1回程度、情報交換会を実施し、さらなる連携を図ります。

* 11 あるテーマに沿って、様々なジャンルの本を何冊か順序だてて紹介すること。

* 12 テーマに沿った本やインターネットの情報をまとめた、調べ方案内のリーフレット。「としょ★スタ」は、図書館から学びを始めよう‘としょかんスタート’と図書館で学ぼう‘としょかんスタディ’の願いを込めた名称。

(2) 公民館等の社会教育施設の取り組み

本市の公民館等社会教育施設では、多くの館が図書コーナーを設けており、ボランティア団体による「おはなし会」なども開催されています。

これらの施設は子どもたちにとって身近な施設であり、子どもの読書に対する興味や関心を引き出す場として一層の充実を図ります。

展開する施策

◎ 読書活動に関する啓発と資料の充実

- ★読書をすすめるブックリストを設置します。
- ★市立図書館と連携して、図書コーナーの充実に努めます。

(3) 児童センター・放課後児童クラブの取り組み

本市には児童センターやこども館等の施設があり、乳幼児から中高生までの子どもたちが安全に楽しく遊べる居場所であるとともに、数多くの子育て支援事業を展開し、地域の子育て支援の場として活用されています。各館には図書室もしくは図書コーナーを備えており、今後もより一層、子どもが読書に親しむ機会を提供し、子どもの読書活動の推進を図ります。

また、公設民営の放課後児童クラブにおいても、本に親しむ機会の提供を行っていきます。

展開する施策

◎ 本に親しむ機会の提供と充実

- ★図書室もしくは図書コーナーを常時開放し、本の貸出を行います。
- ★子どもたちの読みたい本のリクエストを受け、積極的に備えます。
- ★絵本の読み聞かせや読書の時間を設けるなど、子どもたちが本に親しむ環境をつくれます。

◎ 読書活動に関する啓発

- ★読書をすすめるブックリストの設置や新刊紹介を行います。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

学校においては、これまで、教育活動をとおして様々な読書活動が行なわれてきました。子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するために、学校の果たす役割は大きくなっています。そこで、教職員全員が読書活動の重要性を再認識し、引き続き取り組みを推進していきます。

(1) 市立幼稚園・保育所の取り組み

乳幼児期に子どもが社会とかかわりをもつ場所として、幼稚園や保育所があげられます。言葉を獲得し、情緒面が著しく発達していくこの時期に、読書活動を通じて多くの言葉にふれることは大変有意義です。子どもたちが本の楽しさを感じ、親しむことができるよう、取り組みを推進していきます。

展開する施策

◎ 本に親しむ機会の提供

- ★団体貸出制度を教職員に周知し、市立図書館の本を積極的に利用していきます。
- ★市立図書館司書による読み聞かせや絵本の紹介を実施し、子どもたちや保護者が本に親しむきっかけづくりをしていきます。
- ★家庭への貸出用絵本コーナーを設置し、さらなる充実を図ります。

◎ 子どもが自由に絵本を手に取り、見ることができる環境整備

- ★絵本コーナーを常設し、子どもの興味・関心にこたえる図書を充実させます。

◎ 保護者に対する読書活動の啓発

- ★リーフレットを配布し、乳幼児期の子どもの読書活動の意義を啓発していきます。
- ★保護者懇談会等において、読書の大切さを伝え、保護者の意識の高揚を図ります。

◎ 日常保育における、読み聞かせ・おはなしの充実

- ★本に触れる機会が習慣化するよう、読み聞かせやおはなし(ストーリーテリング) *13 を日常的に行なっていきます。

◎ 教職員全員で取り組む姿勢の確立

- ★普段子どもたちがふれている絵本についての情報交換を行い、子どもの実態把握や絵本の読み聞かせについて研修していきます。
- ★市立図書館司書と合同研修会を実施していきます。

* 13 物語やお話を覚えて、語って聞かせること。「素話」「語り」ともいわれる。

(2) 小学校・中学校の取り組み

小学校・中学校においては、それぞれの発達段階に応じて、子どもたちが読書に親しみ、読書の楽しさを味わうことで、読書習慣を身に付けることが大切です。

そのため、これまで行われている全校一斉読書や学校での読み聞かせ等の取り組みについて、今後も継続・充実を図ります。さらに、学校図書館の「学習センター」「情報センター」の機能を充実させ、子どもたちの自主的・自発的な学習活動に取り組める環境づくりと適切な支援を推進します。

展開する施策

ア 市立図書館との連携事業の推進

◎ 「読書による人づくり推進事業」で貸し出されている図書の活用

★子どもたちが気軽に身近にある本を手に取り、読書活動ができるよう、本の活用方法を工夫していきます。

◎ 団体貸出制度を活用した効果的な学習活動の充実

★団体貸出制度を利用し、その本を使った学習活動を推進していきます。

◎ 学校と市立図書館との連携及び情報交換の強化

★学校図書館の充実が図れるよう、情報交換に努めます。

★子どもたちの読書へのきっかけづくりとして、市立図書館で作成したリーフレットを配布し、活用します。

★子どもたちの読書に対する意欲を高め、本に親しむ態度を養うために、市立図書館司書によるブックトークや出張おはなし会を実施していきます。

◎ 教職員の資質向上のための研修会への参加

★読書好き・本が好きな子どもたちを育成するための学校図書館経営等について、市立図書館と連携して研修を実施し、教職員の資質能力の向上を図ります。

イ 教職員全員で取り組む姿勢の確立

◎ 学校図書館司書*14の活用

★各学校に配置した学校図書館司書と教職員が連携し、子どもの読書活動や調べ学習への支援をしていきます。

◎ 司書教諭*15及び図書主任*16を中心とした校内体制の確立と研修会の実施

★学校図書館教育に関する校内組織を確立するとともに、計画的に研修を実施し、教職員の本や読書に対する意識を高め、教職員の資質能力の向上を図ります。

* 14 学校図書館の運営を、司書教諭とともに協力して行なう臨時職員のこと。令和元年度から1人2校兼務で全校配置。図書の整理や学校図書館の授業の補助、図書の貸出、学校団体貸出申請等を行なう。

* 15 学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、さらには、学校図書館の利用指導計画の立案など、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う。

* 16 学校内における運営上の業務分担の1つ。特に、学校図書館の管理・運営、読書指導、視聴覚器材の管理などを担当し、中心となって業務を行なう。

ウ 子どもが読書により親しむことのできる環境の整備

◎ 電算図書システム導入の推進

★学校図書館機能を十分に発揮するために、蔵書情報の電子による管理を推進していきます。

◎ 学校図書館図書標準*17の達成

★子どもたちの様々な興味・関心にこたえるために、図書資料を計画的に購入し、図書標準を満たすようにします。

★司書教諭、図書主任、学校図書館司書および市立図書館司書が作成するブックリストを活用して、教育課程の展開に寄与する図書資料を揃えます。

エ 学校図書館の活性化と図書資料の充実

◎ 効果的な選書・購入

★市立図書館司書が作成するブックリストを参考としながら、校内で選書会議を開く等、意図的・計画的な選書・購入を実施し、魅力ある図書資料の充実を図ります。

◎ PTA や地域後援会からの寄贈本等の支援・寄贈本の装備

★PTA や地域のボランティアの方々に支援を求め、図書資料の充実を図ります。

★本の装備、登録等についての協力・支援を依頼し、図書資料の整備の充実を図ります。

オ 地域ボランティアとの連携

◎ 学校応援団*18（ボランティア）の活用

★読書活動をはじめ、学校図書館の整備や本の修理などの幅広いボランティア活動受け入れのための体制づくりをすすめます。

* 17 文部科学省が、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定した、学級数を基準に示した蔵書数の目標値のこと。

* 18 学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備など、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織をいう。

(3) 川口市立高等学校の取り組み

高校生は、読書の目的、資料の種類に応じて適切に読むことができる発達の水準に達しますが、様々な理由から読書離れが進む傾向にあります。しかし、自分の生き方・将来等を考え始めたり、自らの課題を解決したりする過程において、読書活動がその方向性を示し課題解決の一助となりうると、改めて期待されています。

そこで、川口市立高等学校では、読書の量を増やし、質も高められるように、学校図書館機能を充実させ、生徒たちが主体的・意欲的に読書活動や学習活動に取り組める環境づくりを推進します。



川口市立高等学校 ラーニングコモンズ（学校図書館）

展開する施策

ア 市立図書館との連携事業の推進

◎連携システムの構築

★市立図書館の図書資料を川口市立高等学校の学校図書館で予約・受取を可能にし、幅広い図書資料を提供します。

◎情報交換

★市立図書館と年1回程度、情報交換会を実施し、今後は、図書委員の生徒も交えた交流会の実施に向けて取り組みます。

★市立図書館発行のリーフレット等を活用し、館内に掲示・展示をします。

イ 教職員全員で取り組む姿勢の確立

◎学校図書館利用の促進のための取り組み

★生徒とともに教職員への学校図書館利用のオリエンテーションも実施し、授業での活用も図ります。

◎学校図書館担当職員の活用

★学校図書館担当職員を配置し、読書活動や調べ学習の支援の充実を図ります。

ウ 図書資料の充実と環境の整備

◎図書資料の充実

★生徒自身が資料検索できる環境を整備します。また、市立図書館検索予約用 PC のさらなる利用促進のための広報を充実させます。

★生徒からのリクエストにも対応した選書を行います。

◎図書資料案内

★新着図書案内を毎月発行、全生徒・教職員に配布し、利用促進を図ります。また、教職員向けの職員室内の出張図書館の設置など、教職員も図書資料を活用できるよう、支援します。

◎図書委員の活動

★図書委員によるライブラリーニュースなどの広報活動で学校図書館に関する情報を発信します。

【資料編】

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号）

（目的）第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等) 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日) 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等) 第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

川口市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、川口市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、川口市子ども読書活動推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他推進計画策定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、必要とする計画原案の作成及び調査研究を行うため、教育総務部会及び学校教育部会を設置する。

2 専門部会の組織は、別表第2に掲げる所属に属する者をもって構成する。

3 専門部会の部会長は、教育総務部中央図書館職員とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務部中央図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この川口市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱は、平成27年5月25日から施行する。

附 則

この川口市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委 員 長	教育総務部 教育総務部長
委 員	政策審議室 環境経済文教担当
	企画財政部 財政課長
	市民生活部 市民課長
	福祉部 障害福祉課長
	子ども部 子ども育成課長
	子ども部 保育入所課長
	保健部 地域保健センター長
	教育総務部 生涯学習課長
	教育総務部 中央図書館長
	学校教育部 学務課長
	学校教育部 指導課長
	川口市立高等学校 校長

別表第2（第6条関係）

(教育総務部会)
障害福祉課 子ども育成課 地域保健センター 生涯学習課 中央図書館
(学校教育部会)
保育入所課 学務課 指導課 市立幼稚園 小学校 中学校 川口市立高等学校 中央図書館

川口市子ども読書活動推進計画検討委員会委員名簿（令和2年度）

【検討委員】

	所属	氏名
委員長	教育総務部 教育総務部長	間中 浩之
委員	政策審議室 環境経済文教担当	田村 秀子
	企画財政部 財政課長	石田 英樹
	市民生活部 市民課長	山口 啓子
	福祉部 障害福祉課長	須佐 和行
	子ども部 子ども育成課長	駒木 宏泰
	子ども部 保育入所課長	田村 伊佐雄
	保健部 地域保健センター長	五十嵐 洋充
	教育総務部 生涯学習課長	佐藤 健一
	教育総務部 中央図書館長	丸山 清代
	学校教育部 学務課長	高宮 明洋
	学校教育部 指導課長	三浦 伸之
川口市立高等学校 校長	井上 清之	

【専門部会委員】

〔教育総務部会〕

所属	職名	氏名
障害福祉課	主査	半谷 豊一郎
子ども育成課	主査	白崎 由紀江
地域保健センター	主査	蓮沼 晃子
生涯学習課	主事	葛田 真未

〔学校教育部会〕

保育入所課	副主幹	本田 みつ代
学務課	主任	小方 健司
指導課	指導主事	新井 朋子
南平幼稚園	教諭	熊久保 朝海
飯仲小学校	教頭	荒井 倫彦
岸川中学校	教頭	高原 徹
川口市立高等学校	教諭	岡田 佐久子

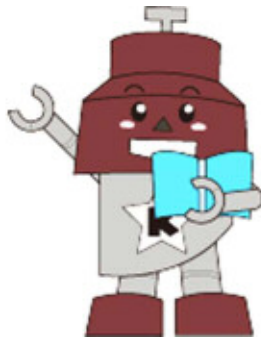
【事務局】

中央図書館	副館長	朝倉 義和
中央図書館	サービス係長	宇田川 俊江
中央図書館	主任	大久保 歩
中央図書館	主任	伊藤 生
中央図書館	主任	高野 愛
中央図書館	主事	泉 麻莉菜

策定の経過

年月日	会議名
令和2年10月12日	第1回川口市子ども読書活動推進計画検討委員会（書面会議）
10月28日	第1回専門部会（書面会議）
11月16日	第2回専門部会（書面会議）
11月25日	第2回川口市子ども読書活動推進計画検討委員会（書面会議）
12月10日 ～令和3年 1月 8日	川口市子ども読書活動推進計画（令和3年度～令和7年度）（案） についての意見募集（パブリックコメント）の実施
12月21日	第22回川口市教育委員会定例会【協議事項】
令和3年 1月19日	第3回川口市子ども読書活動推進計画検討委員会（書面会議）
1月25日	令和2年度第2回川口市図書館・映像・情報メディアセンター 運営審議会【協議事項】（書面会議）
2月 1日	意見募集結果の公表
2月 8日	次世代支援・教育力向上特別委員会【報告事項】
3月12日	「川口市子ども読書活動推進計画（令和3年度～令和7年度）」策定
4月 1日	「川口市子ども読書活動推進計画（令和3年度～令和7年度）」開始

※感染症拡大防止のため、一部書面にて会議を実施



川口市マスコット「きゅぼらん」

川口市子ども読書活動推進計画（令和3年度～令和7年度）

令和3年4月

発行 川口市

編集 川口市教育委員会・中央図書館

電話 048-227-7611